

別表4

第3条第5号に係る市民バス利用料（戸倉～大谷～加茂）

（単位：円）

指定停留所	幸町	旭町	葵橋	諏訪橋	八幡橋	秋房	猿毛橋	大橋々際	団地前	七谷コミュニティセンター前	たばこ屋前	上大谷	上戸倉	下戸倉				
	旭町		本町	栄橋	秋房入口	差合	上黒水集落開発センター前		上黒水地藏前	原								
	市役所前	寿町	加茂駅前	上町	若宮町	桜沢	狭口	元狭口	善作前	黒水	樋脇橋	出戸	下大谷	中大谷	上大谷スキー場前	香ヶ見	戸倉コミュニティ会館前	原
市役所前		150	150	190	220	270	300	330	360	400	430	460	500	530	560	650	670	690
寿町			150	150	180	230	250	290	330	360	390	420	470	500	530	620	640	660
加茂駅前				150	150	210	230	270	310	340	380	410	450	480	520	600	620	650
上町					150	170	190	230	270	310	340	370	420	450	490	570	600	620
若宮町						150	150	200	240	270	310	340	390	420	460	550	570	600
桜沢							150	150	190	220	260	300	340	380	420	510	530	560
狭口								150	150	200	240	270	320	350	400	490	510	540
元狭口									150	150	200	230	280	320	360	460	490	510
善作前										150	150	190	240	280	330	430	460	490
黒水											150	150	210	240	300	400	420	460
樋脇橋												150	170	210	260	360	390	420
出戸													150	170	220	330	360	390
下大谷														150	170	290	310	350
中大谷															150	250	280	310
上大谷スキー場前																200	230	270
香ヶ見																	150	150
戸倉コミュニティ会館前																		150
回数券利用料	11回の乗車につき普通利用料10回分に相当する額																	
通勤定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の50%に相当する額 2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額 3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額																	
通学定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の30%に相当する額 2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額 3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額																	
備考	1 幼児（未就学児をいう。）が乗車するときは、大人（中学生以上の者をいう。）が随伴するものとし、幼児の利用料は無料とする。 2 小学生の利用料は、表中料金の半額とし、10円未満の端数は切り上げる。 3 障害者が手帳を提示した場合は、当該障害者及び介助者の利用料は無料とする。																	